

- 政策目標 2 - 1 : 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

政策目標の内容及び目標設定の考え方

賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現等に向けて、令和 7 年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。

併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政2-1-1 : 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

政2-1-2 : 税制についての広報の充実

関連する内閣の基本方針

- 「第 221 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 8 年 2 月 20 日)
- 「第 221 回国会 財務大臣財政演説」(令和 8 年 2 月 20 日)
- 「第 219 回国会 総理大臣所信表明演説」(令和 7 年 10 月 24 日)
- 「第 217 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 7 年 1 月 24 日)
- 「第 217 回国会 財務大臣財政演説」(令和 7 年 1 月 24 日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「諮問」(令和 6 年 1 月 25 日税制調査会)
- 「令和 8 年度税制改正の大綱」(令和 7 年 12 月 26 日閣議決定)
- 「令和 7 年度税制改正の大綱」(令和 6 年 12 月 27 日閣議決定)
- 「強い経済」を実現する総合経済対策(令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)

政策目標 2 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

令和 7 年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、税制に関する広報にも積極的に取り組みました。

令和 8 年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を 178 万円まで特例的に先取りして引き上げることとしました。また、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設す

	<p>ることとしたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行うこととしました。このほか、グローバル・ミニマム課税の見直しや防衛特別所得税の創設等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に成立しました。</p> <p>施策 2-1-1、2-1-2 の評定は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>令和 8 年度税制改正は、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を、税制改正プロセスにおける各府省等との議論において活用すること等により、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p> <p>(令和 7 年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国の税制に関する調査 <p>今後の税制の制度設計に資することを目的として諸外国の税制に関する委託調査を行っており、本委託調査の実施に当たっては、「総合評価基準や調達日程の適正な確保に引き続き努める。」との令和 7 年度の行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き適切な総合評価基準の設定に取り組むとともに、競争性を確保する観点から委託先となりうる業者の一般的な繁忙期を勘案した調査時期の柔軟化に努めるなど、調査の効率的な執行に取り組みました。</p> <p>また、成果物を今後の税制改正の検討に有効に活用できるよう、調査分野の選定段階においては、昨今の経済情勢や我が国が抱える中長期的な課題等を踏まえ関係部局とも密に協議し、調査分野の決定後は、調査対象項目の精査及び調査開始後の委託先事業者とのやりとりの緊密化による調査の質の向上等に取り組みました。(予算事業 I D001358)</p>

<p>施策</p>	<p>政2-1-1: 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討</p>
<p>取組内容</p>	<p>「令和 7 年度税制改正の大綱」において、令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行います。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び i D e C o）の拠出限度額等を引き上げます。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充いたします。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行うこととしました。</p>

これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第217回国会に提出し、衆議院における法案修正を経て成立しました。修正を経て成立した内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮等の観点から所得税の抜本的な改革の検討を進めるほか、EBPMの取組やデジタル社会にふさわしい税制の構築等を進めることとしています。令和7年度税制改正に引き続き、税制調査会（用語集参照）の議論などを踏まえながら、個人所得税については例えば働き方によって有利・不利が生じない等、公平な税制の構築、法人課税についてはグローバル化に対応した法人課税のあり方について検討を進めます。国際課税については、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進めます。その他、経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制を検討します。

なお、租税特別措置については、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また執行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果も活用し、必要な見直しを行います。

定性的な測定指標

[主要] 政2-1-1-B-1：令和7年度税制改正の着実な実施と令和8年度税制改正の検討

(目標の内容)

令和7年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和8年度税制改正の内容を検討していきます。

(目標の設定の根拠)

「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

令和7年度税制改正の内容については、パンフレットの作成・配布のほか、令和6年度税制改正に続いて解説動画も作成し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開、財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNSなどを通じた情報提供を積極的に行いました。また、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等を通じて、詳しく各制度の丁寧な説明を行い、活用を促しました。

	<p>令和 8 年度税制改正では、上記政策目標の「評定の理由」に記載のとおり税制改正を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に成立しました。</p> <p>租税特別措置については、内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」の方針の下、直ちに見直し可能なものから見直しを行い、税制調査会「税制の E B P M に関する専門家会合」における税務データに基づく適用状況にかかる分析等を踏まえつつ、的を絞り、メリハリ付けとインセンティブ強化の観点から、研究開発税制の控除率カーブを見直しました。また、税制調査会においては、令和 7 年 11 月の総会における内閣総理大臣の発言も踏まえ、経済社会の構造変化などを踏まえた今後の税制のあり方等について中長期的な視点からの議論が行われるとともに、3 つの専門家会合（E B P M、長寿税制、納税環境整備）の下で、租税特別措置（研究開発税制等）の検証や、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策、経済社会のデジタル化と税務執行上の課題への対応に向けた議論が行われました。</p> <p>更に、国際課税については、OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、国際的な議論に積極的に貢献しました。</p> <p>以上を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>
--	---

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>令和 7 年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、令和 8 年度税制改正では、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>また、税制調査会において、経済社会の構造変化等を踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。</p> <p>更に、OECD/G20の「BEPS 包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。</p> <p>以上を踏まえ、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）」 ○参考指標 2 「諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較」 ○参考指標 3 「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」 ○参考指標 4 「個人所得課税の税率等の推移」 ○参考指標 5 「主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦子 2 人（片働き）の給与所得者）」 ○参考指標 6 「法人税率の推移」 ○参考指標 7 「諸外国における法人実効税率の比較」 ○参考指標 8 「諸外国における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較」 ○参考指標 9 「相続税の主な改正の内容」 ○参考指標 10 「主要国における相続税負担率の比較（配偶者＋子 2 人）」

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○参考指標11「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】 ○参考指標12「税収比率の推移」【再掲（総2-1：参考指標1）】 ○参考指標13「一般会計税収の推移」【再掲（総2-1：参考指標2）】 |
|--|--|

政 2 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a05)

参考指標 2：諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j01.htm#a03)

参考指標 3：令和 8 年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/08taikou_09.htm)

参考指標 4：個人所得課税の税率等の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b02.htm#a02)

参考指標 5：主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦 2 人（片働き）の給与所得者）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a06)

参考指標 6：法人税率の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a02)

参考指標 7：諸外国における法人実効税率の比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a04)

参考指標 8：諸外国における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm#a02)

参考指標 9：相続税の主な改正の内容

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e02.htm#a03)

参考指標 10：主要国における相続税負担率の比較（配偶者＋子 2 人）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j05.htm)

参考指標 11：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総 1 - 1：参考指標 1）】

参考指標 12：税収比率の推移【再掲（総 2 - 1：参考指標 1）】

参考指標 13：一般会計税収の推移【再掲（総 2 - 1：参考指標 2）】

施策	政2-1-2：税制についての広報の充実
取組内容	税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います。また、動画等を活用

した情報提供や、子育て世代や将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした、学習コンテンツの提供等を通じた働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。

さらに、国際社会に対して積極的な情報発信を行っていく観点から、英語版パンフレットの作製・配布等の広報活動も行います。

その他、アンケート調査等を通じて、税制に関する広報活動が国民にどの程度認知・理解されているのかや、広報活動の改善点等の把握を行います。

税制についての広報の充実に関して、以下の測定指標を設定し、財務省の税制関連ウェブサイトへのアクセスの容易さやわかりやすさの改善を目指します。

定量的な測定指標

政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数 (単位：人)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値		増加	増加	増加	増加	増加
実績値		32,737	33,135	33,585	34,029	34,397

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(目標値の設定の根拠)

税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

実績値のとおり、税制メールマガジン登録者数が増加したことから、達成度は「○」としました。なお、近年の情報収集・発信手段の変化等を踏まえ、今後はメールマガジンに代わる新たな発信手段を活用してより効果的な情報発信を行うことを予定しており、税制メールマガジンは令和8年度中に終了を予定していることから、同指標を令和8年度から廃止いたします。

定量的な測定指標

政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価(内容の分かりやすさ) (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値		80	85	85	85	85
実績値		91.3	91.1	88.5	87.5	88.3

<p>(注) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。</p> <p>(出所) 主税局総務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、これまでの実績値も踏まえて目標値として「85」と設定しました。</p>

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	<p>直近の実績値を踏まえ、令和7年度においては目標値を「85」に設定したところ、実績値のとおり税制関連ウェブサイトの充実が図られたことから、達成度は「○」としました。具体的には、財務省ウェブサイトのピックアップ情報に、税制についての広報活動を積極的に掲載するなどしました。</p>

定性的な測定指標	
[主要] 政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況	
(目標の内容)	
<p>パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代や、将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。</p>	
(目標の設定の根拠)	
<p>国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。</p>	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>具体的な取組として、将来世代の担い手である若年層の税制への関心を高め、税の意義や役割を正しく理解してもらうことを目的として、税制に関する学習用アニメーション動画を制作しました。</p> <p>また、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け夏休み自由研究用コンテンツをまとめたサイトに「みんなの暮らしを守る！「税金」と「防災」の関係について調べよう」のコンテンツを作成しました。</p> <p>令和3年度及び令和5年度に発行した、小学生に人気の学習用コンテンツとコラボした税金ドリル（小学生向けの冊子）について、引き続き希望者への無償配布を行いました。税金ドリルは、学校の教員や税務署の職員などが小学校などで行う租税教育でも活用されています（令和7年度の配布実績：約11万2千冊）。</p>

	<p>国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布（「もっと知りたい税のこと」や「令和 7 年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を動画化し、財務省公式 YouTube チャンネルで公開しました（令和 7 年度末時点での視聴回数：約 2 万回）。</p> <p>また、オンライン会議等も活用し、税制に関する講演や説明会の機会を確保し、広報活動を積極的に実施しました。</p> <p>税制メールマガジンについては、税制をめぐる最近の動きや税制改正の内容を解説するほか、各税目に関する歴史や豆知識を紹介するなど、引き続き魅力的な情報発信に努めました。</p> <p>なお、各種の広報の取組については、財務省の公式 X でも積極的に発信しました。</p> <p>上記実績のとおり、国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。</p>
--	---

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>税制に関するパンフレットの作成・配布、動画・財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS を通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、若者を中心とした幅広い世代をターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の取組を進めました。</p> <p>以上を踏まえ、全ての指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」

政 2 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計 (単位：件)

	令和 7 年度
財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計	83,074

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 上記は、財務省ウェブサイト内に開設している税制に関するページ (https://www.mof.go.jp/tax_policy) へのアクセス件数。

<p>評価結果の反映</p>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討を行います。</p> <p>また、税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。</p> <p>なお、令和 9 年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めます。</p>
<p>財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見</p>	<p>○ 租税の広報については、児童、生徒に租税の役割等を理解してもらう上で非常に重要である。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>我が国税制の現状に関する資料：「所得・消費・資産等の税収構成比の推移」、「諸外国における国民負担率の内訳の比較」等</p>
<p>前年度の政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>(我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討)</p> <p>令和 8 年度税制改正では、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に国会で成立しました。租税特別措置を含めた税制改正を行うにあたっては、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用しました。</p> <p>更に、税制調査会においては、税制に関する E B P M の視点、経済社会の構造変化に伴うデジタル化や長寿社会における税制のあり方などについて、専門家会合で議論を行いました。</p> <p>(税制についての広報の充実)</p> <p>税制に関するパンフレットの作成・配布、動画・財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS を通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、若者世代を中心とした幅広い世代をターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の取組を進めました。</p> <p>なお、令和 8 年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めました。</p>

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	158,378千円	158,687千円	150,147千円	157,373千円	
	(項) 税制企画立案費	158,378千円	158,687千円	150,147千円	157,373千円	
	(事項) 税制の企画及び立案に必要な経費	158,378千円	158,687千円	150,147千円	157,373千円	
	内 諸外国の税制に関する調査	25,410千円	25,410千円	24,631千円	27,154千円	001358
	補正予算	△1,191千円	△1,646千円	△2,346千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
合計		157,187千円	157,041千円	N. A.		
執行額		113,560千円	136,751千円	N. A.		

(概要)

税制の企画立案に必要な経費です。

(注) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和8年6月
-------	-------------------------------------	----------	--------